

維新期の三方楽所を取り巻く環境 —東儀文均の『楽所日記』に基づく考察—

南 谷 美 保

(平成20年3月31日受理 最終原稿平成20年5月20日受理)

要旨

安土桃山時代に成立した三方楽所は、江戸時代には、禁裏よりの御扶持を受ける楽人23名および、これに重なる者も含む江戸幕府よりの知行を受ける京都・奈良・四天王寺（大阪）の三方それぞれの楽人17名、合計51名の楽人をコア・メンバーとして構成される組織となった。このように、三方楽所は江戸幕府からも知行を拝領する組織ではあったが、明治初年においても彼らの知行はそのまま保持され、かつ、本稿で考察するように、この時期の復古的雰囲気から、雅楽は「皇国」の伝統的な音楽と位置づけられたために、混乱をきたす維新期の日本社会においても、楽人組織を取り巻く環境は江戸時代とさほど変わらないだけでなく、むしろその将来を保障された組織として比較的安定した立場を保持していた。

しかし、明治3年11月には、三方楽所を支配していた楽奉行四辻家の職務が停止となり、あらたに太政官内に雅楽局が設置される。これは、雅楽を明治政府が重要視していたことを示すものであったともいえるが、雅楽局へ配属され、伶人と位置づけられた旧三方楽所楽人の生活は大きな変化を余儀なくされた。以後の伶人の動向についてはすでに複数の研究がなされているので、本稿においては、不明な点が多いままとされている維新期の三方楽所を取り巻く環境について、明治3年までの範囲で考察するものとする。

キーワード：東儀文均、『楽所日記』、明治維新、三方楽所、雅楽局

1 はじめに

慶応3年（1867）の記録を留めた東儀文均^{とうぎふみなり}の『楽所日記』巻25¹は、その前年末に孝明天皇が崩御され、例年の正月行事が停止となったため、例年とは随分と様子の異なる正月の記録から開始されている。東儀文均の前年の記録『楽所日記』巻24によれば、12月26日条に「主上昨夜より御異例御大切之趣恐入候事」と記され、大晦日の記事として「主上 崩御被仰出候趣伝承付」とあるので、彼ら楽人が天皇崩御の事実を知りえたのは、慶応2年の大晦日であったことが分かる。

維新期の政情不安定な状況で、天皇が崩御されたという突然の知らせ²を、彼ら三方楽所楽人はどのように受け止めたのであろうか。そして、禁裏附楽人であった三方楽所楽人を取り巻く環境は、維新期を通じてどのように変化していったのであろうか。本稿においては、東儀文

均の『樂所日記』の記事に基づき、この維新期における楽人の動向について、慶応3年から文均がいわゆる「東上」を命じられる明治3年11月までの期間における三方楽所をとりまく状況の一端を明らかにすることを試みるものとする³。

2 慶応3年の状況

さて、すでに述べたように、三方楽所へは、前年大晦日に天皇崩御の知らせが伝わったものの、楽所としては、どのようにこの状況に対処すべきか困惑するままに年が改まることとなつたらしい。『樂所日記』巻25によると、東儀文均自身は、年頭にあたり「方違」を行ない、元旦に帰宅後は「雑煮精進」となり、例年の正月儀式を行なうこともなくこの日を過ごす。2日になると、弘化4年(1847)の大宮様崩御の例により、内侍所勤番者12名参勤の予定としての名簿および願書などを記載し、これを楽奉行四辻殿へ持参している。

しかし、『樂所日記』巻25には、四辻殿の側では「尤未被仰出候得共」とのこととあるので、これは、あくまで楽所側からの自発的な行動であったことが分かり、四辻殿では、「弘化度ト相違候儀も可有之哉ニ付其節ハ可申入候得共、此俟先御預置之由」としてこれを受け取っている。このような状態であるので、文均は、「此度之御事何も御達向無之候ニ付裏辻地殿へ内、御尋申入候所」として、状況把握のために裏辻家⁴に問い合わせたことも記されている⁵。

結局は、1月5日になって四辻殿より呼び出され、「従来十日触穢候ニ付内侍所勤番、弘化度通被仰付候趣」となった⁶。1月9日には、明治天皇が踐祚され、政局は、この年10月15日の大政奉還、12月9日の王政復古の宣言へと向けて動き出すのであるが、三方楽所としては一連の正月儀式への出仕がないほかは、日常の生活はそれまでと大きく変わらず⁷、『樂所日記』の記事から推測する限りでは、東儀文均を始め、三方楽所楽人のこの時点での主たる関心事は、未だに拝領できないままである慶応元年の日光山御神忌御下行米の一件⁸にあったといえよう。

とはいえ、『樂所日記』巻25の慶応3年の記事を追っていくと、三方楽所楽人を取り巻く環境にも変化が生じていることが分かる。しかし、それは、政治的なものではなく、天皇元服と立后関係の儀式に付随する雅楽奏楽に関連する、いわば「公家の雅楽御稽古熱」によるものであった。その発端は、『樂所日記』巻25の同年5月5日条にある。

裏辻殿御招参上、明後年ノ内天皇御元服 立后御遊可被為有付 雖諒闇稽古可有之旨、摂政殿御命、柳原亜相御内意之趣、四辻殿より裏辻殿御親子へ御達有之候旨、御日録等承候事

つまり、未だ諒闇中であるが、来るべき天皇御元服及び立後に付随する御遊のための御稽古を始めるようにとの通達がなされたために、これを受けて、『樂所日記』巻25には、5月7日より「四辻殿」での雅楽の「御稽古」が始まり、以後これが継続的に行なわれている様子が記される。さかのぼって、『樂所日記』巻25の3月13日条には、宮中御楽器御取調に関する記事があり、三方楽所楽人の東儀季資、辻近陳、林廣守らが召され、宮中の雅楽器を「鑑定被仰付候」とあるので、この時点で、御遊に向けた準備が始まっていたとも推測される。さらに、同年5

月22日条においては、「立后御遊、堂上方へ御内々意有之候趣承ル」とあり、8月17日条には「裏辻中将殿、明春御元服御遊被蒙御内命候_二付_一御稽古」と関係する公家の間で雅楽の稽古が開始されていた様子が分かる⁹。

続いて11月16日には、四辻殿よりの通達として、「明春立后御遊_二付_一先例之通三方六人參勤之儀被仰下、且右_二付_一別紙之通京方三人より願書被差出候間、於三方所意無之候ハ、交名_二差_一加明日巳刻迄_二差_一出候様」とあり、正式に三方楽所楽人へも出仕が命じられている。なお、この「京方三名」とあるのは、安倍季賢、豊喜秋、山井基萬のことで、彼らは「寛政度御遊参仕三方六人被仰付候、此度_者文化催馬楽御改正之御儀も有之候_二付_一、何卒三方六人之外、私共三人參勤被仰付候様奉願上度」として、催馬楽の御改正に関わった師家筋として、先の6名とは別枠での御遊への出仕を希望していたものである¹⁰。この楽所への通達と時期を同じくして公家の中にも御遊への参加についての通達があったものか、11月21日条には、北小路左京権大夫殿が、明春御遊笙の御控を命ぜられたのとして、文均に稽古を依頼してくる¹¹。このような雅楽稽古は、他の関係する公家においてもなされたであろうから、三方楽所楽人は、それぞれが関係する公家たちの稽古に携わったことであろう。

こうして、御遊に向けての公家の雅楽稽古が続く中、12月9日には、將軍の参内拒否をめぐって「争乱_二も可相成模様傳承_二而_一町中家々道具運送騒ヶ敷不穩便之事」との記載があり、続く王政復古の宣言を受けて、12月13日には、四辻家より、「今度武家傳奏御改被廢候_二付_一而ハ差當り候処、參與御役_二於_一取扱_二相成候_一」とする通達を受け取る。武家伝奏は、日光山御下行米をめぐる嘆願活動においても示されているように、三方楽所楽人にとっては関係の深い役職であったが故に、この政治機構の変化は、彼らの身近な部分にまで政治の変化による動きが及んで来つつあることを知る最初の機会であったのではないかと思われる。

こうした状況の中、12月28日には、元旦節会、舞御覧の執行について通達があったものの、翌29日にはこれを「延引」するとの通達があるなど、2年続けて正月行事の執行に関しては、混乱したまま年を越すことになる。しかし、一連の通達などから、翌春の御遊の例に見られるように、宮中儀式の執行に際しては従前変わらず雅楽が重視されていることが確認されたために、三方楽所としては、この時点では、その将来についてさほどの不安は抱いていなかったのではないかと推測される¹²。

3 鳥羽伏見の戦いと三方楽所

『楽所日記』巻26の慶応4年の正月は、宮中での儀式は停止されたものの、諒闇も明けたために、東儀文均の自宅では、例年通りの「嘉儀」を執り行っていた¹³。しかし、その正月気分も3日夕刻に伝わった「伏見あたりでの騒動」により吹き飛んでしまう。すなわち、「従今朝、薩土芸三藩軍勢繰出之趣及夕景伏見街道、竹田口、鳥羽口」あたりでの「不穩便形勢」が伝わってきた。かつ、夜になると、近隣の畠山町滋賀安芸守宅より出火するなど、騒然とした様子が記される。

翌4日には、昨晚より天王寺方3名、京都方の楽人たちが、「宮中回廊詰被居候」と聞き、

文均の長男文言も同じく天王寺方東儀文静と相談して宮中へ出勤したところ、非蔵人口で、四辻宰相中將より内侍所勤番詰を命ぜられた。内侍所の楽屋にて、江州水口藩と分担して「番所」のような業務を行なったという。文均次男で南都芝家を相続する直温も、芝家と相談の上、文言に同じく宮中に出仕する。一方の文均自宅では、鳥羽口の会津藩の勢力が強いとの情報があり、家財を土蔵に搬入するなど片付けに終わっていた。

1月5日には、文言が帰宅し、三方楽所楽人は、京都方21名、在京の天王寺方楽人10名、南都方2名の33名が内侍所に出仕したとのこと、以後は、11名ごとの3グループによる当番制として非番の日を設けるなど、自発的に調整しつつ非常事態への対応を行なっていたらしい様子が伝えられる。内侍所勤番については、その後、1月22日になって参与よりの通達により、「番改」があり、勤務体制は「昼二人、夜四人」となった。さらに、同月28日には太政官代が二条城へ移るのに合わせて、楽所楽人も参与詰を命ぜられ、40名の出仕者を20名ずつの2グループに分けて出勤することとされた¹⁴（参考資料として、文末に、明治2年2月7日に弁事あてに三方楽所が提出した「諸官出仕之輩」の名簿、および同2月11日付の三方楽所「拝領米人数書」、すなわち、三方楽所構成メンバーの名簿を添えておく）。

このような状況のなかでも、慶応4年1月9日条には、この月15日の天皇元服後宴の舞楽が、安永10年の例にしたがって1月16日に執り行われるとの通達があるが、同12日には、舞楽は延期するとの通達がなされる。これについては、当時の状況からして止むを得ないことと判断されたのか、三方楽所としても特段の動きはない。この時点での三方楽所楽人は、天皇周辺に変化が起こってはいるものの、雅楽そのものに対する取り扱いが大きく変化する心配はないと考えていたのか、あるいは、むしろ、従前より重視される可能性があるかと判断していたのか、『楽所日記』には、太政官勤務の楽人以外は、それまでとさほど変わらない生活を送っていた様子が記される¹⁵。

4 外国使節参朝の場での演奏

そのような中で、外国使節団の参朝に伴う奏楽という未曾有の任務が発生した。『楽所日記』巻26の慶応4年2月16日条には、「英国参内御許容可然之旨付、三方楽人処意御尋付老分より請書差上被置候趣廻達有之」¹⁶と記載されるものの、どのような意見具申を行ったのかについては、記事がなく不明である。が、以下に見るように、同年2月28日条に、「今度被許容参朝_{ニ付}明廿九日京着之趣、右参朝出御中、平調調子、萬歳楽_{数反}可奏旨、御扶持人同並五十人、舞楽人第一彭清参勤、惣而五十一人、衣冠、差袴、非_案中付卷纓着、卅日巳半刻参勤被仰出候事」とされ、天皇の初めての外国使節謁見の場では、三方楽所による演奏規模としては、当時の最大規模である51名の楽人、いわば、三方楽所楽人総出仕という形で奏楽が行なわれることとなった¹⁷。

『楽所日記』巻26には、2月30日の当日、「日月門ノ南、二ノ間楽ノ屋幔幕、畳之上左右鞆コ、太コ、鉦コ」が用意され、楽人たちは日華門と月華門より入り、上記のように、その南側に設えられた楽屋に控えたとある。以下、その記録を紹介しよう。

一、清涼殿 出御 御装束御直衣 此間、平調調子品玄数反、右始終小舎所衆より案内、品玄止後、外国人承明門前廻間、
出御 南殿 萬歳楽 外国人引率堂上御掛継キ
従日華門入、南殿東階より公使三人昇、随従階下より西階へ廻、相待、於御前置二帖斗緞子敷之処公使相立礼節奉書四折物ヲ賜、綾小路有長卿^(マツ)探筆之由、下西階月華門へ出、二ヶ国共如比¹⁸、尤殿上殿下薩州ノ通し方相添居
入御 止萬歳楽 奉行四辻殿従殿上示給 次 退出
如初 御暇後退出、申刻比也¹⁹

なお、この日、フランス公使ロッシュ、オランダ代理公使ファン・ボルスブルクとともに謁見を予定されていたイギリス公使パークスは、その参内途上、三枝翁と朱雀操とに襲われ、やむを得ず宿舎である知恩院に引き返したために参内できなかったのであるが、その情報も、『楽所日記』巻26のこの日の条に記載され、

一、今日参朝英国人宿院知恩院より騎馬^ニ繩手大和橋通行亀甲屋邊^ニ見物之内侍二人頓^ニ出、馬^ヲ切落馬之英人切害、其外手疵^ヲ逢^セ即刻咽喉切居候処、土州藩後藤某首切英人へ相渡候趣、右公使故 朝参御断申上候由也

と、即日、詳細な情報が伝わっていることが分かる。

このように、予定されていた3国のうち、イギリスを除くフランス・オランダの2ヶ国のみとなった参内であるが、この両国の使節団に、この時の雅楽の調べはどのように聞こえたのであろうか。この時のフランス公使に随行したプティ・トゥアール艦長による記録²⁰には、彼らが謁見の場に進もうとした際に、突然「奇妙な」音楽が流れ、一行が日華門から入ると、「これらの建物のそれぞれは、雨避けのための屋根のある回廊でつながっており」という様子が眼に入り、その回廊にいた「二つの楽団が木製の楽器と小さな太鼓で、先ほどの奇妙な音を発しているのであった」と記載されている。「二つの楽団」とあるのは、『楽所日記』巻26に、三方楽所楽人は東側26名、西側25名の二組に分かれて演奏を行なった記録があることに合致しており、当日の楽所の様子を詳しく観察していたことが示されるが、反面、この時に演奏されていた万歳楽の曲は、「奇妙な音」としてしか認識されていなかったらしい。

一方の襲撃事件により3月3日に延期されたイギリス公使の参朝であるが、『楽所日記』巻26の3月2日条には、「明三日英国参 朝候^ニ辰刻参集被仰出候趣老分より達之事」とあり、奏楽は2月30日と全く同じように行なわれたらしく、当日については、「一、英国公使一人、副使二人、随従四人、総^ニ如晦日仍^ニ略之」とされるのみである。一方で、この日参内したイギリス使節団のアーネスト・サトウの記録には、「前に決定していたように、公使館の職員中ミットフォード一人だけが謁見の席に加わった。公使とミットフォード^(マツ)は北端の階段から紫宸殿にのぼって、南の入口から殿中へ入り、謁見後はそこから退出して、南端^(マツ)の階段からおりた。私たち、すなわちウィリスとか私とか、その他の職員は、謁見室のわきから中庭を通り抜けて、公使たちが退出してきた時に、それらと合した」²¹と記されており、謁見公使の動きは、2月30日に同じであったことが分かるが、サトウは、奏楽の様子や音については一切書き残していない。

同じくイギリス使節団の一員であったA.B.ミットフォードの記録では、「我々が控えの間で待っていると突然に騒々しい不思議な旋律が聞こえてきたが、それは、横笛、笙、琵琶、太鼓などの弦楽器、木製楽器、打楽器から成る陛下専用の楽隊の演奏する音楽で、嘆き悲しむような奇妙な調べであった。これは、我々にとって全く独特の趣を感じさせるものであったが、英国にいた事のある日本人の紳士が、この音楽はイタリア歌劇を思い出させると言った。いかに想像力を働かせても、そこまで連想するのはむりではないだろうか。」²²と記載され、「奇妙な調べ」とはされながらも、これを演奏する楽器および三方楽所の意味についての理解に基づき²³、雅楽を「全く独特の趣」を感じさせる音楽であるとそれなりに評価している²⁴。

このように、雅楽の音色を耳にした外国使節団メンバーのその音楽に対する評価はさまざまであったが、ここでは、天皇の初めての外国使節との謁見の場に、雅楽が用いられたということに注目すべきであろう。『樂所日記』巻26の記録によれば、雅楽の演奏は、謁見の開始以前、天皇が清涼殿に出御された時点で始まり、外国公使の入場前にいったん止められている。そして、天皇の南殿へのお出にあわせて再び演奏され始めた万歳楽の楽は、謁見の間途切れることなく演奏され、謁見が終了して天皇が入御されるまでその演奏が続いたことを示していると理解できる。このような先例のない儀式においてどのような奏楽が、どのような場面において必要なかを立案するについて、あるいは西洋の礼式を参考にしたとしても、天皇のお出と入御に際して奏楽が行なわれることは理解できるが、一方で、謁見の間を通じて、万歳楽が演奏され続けるという演奏のなされ方には、どのような意味が付与されていたのか、興味深いものがある。この点については、次の天皇の大坂御親征および東京行幸の際における雅楽演奏について考察した後で考えることとしたい。

5 大坂御親征に際しての雅楽演奏の意味

『樂所日記』巻26の慶応4年2月16日条には、前述の英国使節団の参内についてのみではなく、「太政官参勤中ノ内より今度御親征御供三十人参考被仰付」²⁵とあり、文均の長男文言がこれを「御請」したと記載されている。この日、賀茂祭への出仕予定者を除く19名はこれを請けたが、不足する人数についても、賀茂祭に出仕せずに大坂に下るようにと命ぜられた。その後、「御親征難波行幸」に供奉する楽人へは、御手当金が支給されることとなり、文言は、3月5日に、太政官隊長が受け取り分配したものを、多忠克から受け取っている²⁶。その内訳は、本人への手当てが金30両、侍2人各7両、下部2人が各4両とのことであり、家来を引き連れての供奉が予定されていたことが分かる。

その後の『樂所日記』巻26の記事には、3月17日条に、「御親征が延び延びとなっていたが21日に実施される」とのことと記載されるのみで、19日条になって、突然、陪臚の演奏に関する記事が登場する。この間の事情は、『樂所日記』では不明であるが、この日までに、大坂御親征への楽人供奉は取りやめとされたい。3月19日の記事を引用する。

御親征行幸被仰出候付陪臚破陣楽舎毛音之儀、過日教訓抄勘文、河州、雲州へ差出置候処

不承知候哉何等沙汰も無之処、此度太政官出勤之内廿人供奉被仰付支度金御手宛迄給候得共、今度太政官浪華江不被移候付出津不及旨御達有之付【以下略】

ここでは、供奉すべき楽人の数が20名に減少している。つまり、太政官勤務の楽人のうち、最初は30名、その後20名が、大坂へ供奉することが予定されていたのであるが、その理由は、単に奏楽が必要となる場があるために出張するのではなく、「今度太政官浪華江不被移候付出津不及旨御達有之付」とあることから、本来は、太政官の組織そのものが大坂に移るということが前提であったためであったということが知られるのである。

結果的に太政官が大坂に移ることが停止されたために、大坂御親征に供奉しなくなった三方楽所楽人たちは、せめて「御出輦之節右楽曲【南谷補：『教訓抄』の記述に基づきふさわしい楽曲とされた陪臚破陣楽のこと】奏楽之儀、太政官供奉方之隊長より申出度旨」となった。なぜ、陪臚破陣楽なのかというと、戦に出陣するにあたってこの曲を七回演奏するうちに、「舎毛音」が聞こえたら、その戦に勝利すると言う『教訓抄』の記事に基づき、御親征御出輦にふさわしい奏楽曲であると判断されたのであろう²⁷。この願い出は、3月20日に、「御出輦之節奏楽隊長より申立之趣御聞濟」とあることから即日認められたものであるらしく、当日は、太政官勤務者以外にも有志の楽人が出仕することとなった²⁸。3月21日条によれば、総勢46名の楽人が、学修院に、衣冠、差袴、巻纓という装束にて参集したのち、「南殿 立御 御鳳輦 此時承明門下東西列立 平調音取 奏陪臚破陣楽」、「陪臚七帖 南門御出輦=而終帖止之」と記される。

この日の奏楽に対して、「今日参勤神妙=思召候旨前以 御褒詞有之」とあり、この奏楽への出仕が、楽人の側からの自発的な行為として行なわれたことに注目したい。それまで三方楽所楽人が、いわば、ヴォランティアで奏楽を行なうという例はほとんど無かった。彼らの奏楽に対しては、常になんらかの報酬が支給され、楽人の側でも、それを当然のことと考えていた。そうした状況から見た場合、この行為は異例のものであるとえよう。加えて、ここで注目したいのは、この奏楽が、軍事的意味を持つ楽曲により行なわれたことである。つまり、楽人側の意識としても、この日の雅楽演奏は、儀式楽であるよりも、儀仗楽としての軍楽的な演奏と位置づけられていたのではないかということである。そして、これらの儀仗楽の奏楽が楽人側の自発的な行為として行なわれたことから、儀仗楽の奏楽は、従前の三方楽所としての奏楽任務とは別種のものとする意識が、楽所の側には存在したように思われる。

次に、同年閏4月のこの大坂御親征よりの還幸の際の奏楽について見ていこう。『楽所日記』巻26の閏4月2日には、「一、安政度新内裏還幸之節長慶子一拍子之節被仰付奏楽之先例も御座候間、今度関東平生之上^(マツ) 還幸被為在候節同曲為冥加楽所之輩一同奉仕之儀奉伺候處、願之通被聞候=付」とある。同8日条によれば、この「楽所之輩一同奉仕之儀」は、「好文宿弥以下初官以上在京之輩参勤、右之外直温、光利相加五十八人参勤也」の予定で、日華門の南廊にて参集、還幸に際しては、「九条殿御門臺へ音取奏、還城楽、御輦前へ二行列立道楽、一、二鼓、荷太鼓、鉦コ也、承明門下向合止、紫宸殿上入御之後止楽」と計画されていたようである。しかし、当日の還幸時刻が予定より早まったために堺町御門での演奏には遅刻した者は、南門前にて演奏を行なうこととなった。また、臨時に勤務を命ぜられ参加できなかった楽人が4名ほ

どいたと記載される²⁹。

この大坂からの帰還途上の京都還幸行列の様子を記述したJ.R.ブラックによれば、「これにまじって、太鼓と横笛の軍隊が数隊続いた。楽隊は他の軍隊に比べて目立っていた。ほとんど全員が、金ボタンのついた黒のラクダ織りの服を着用し、それぞれが自分の主君の紋章をつけていた。彼らが通り過ぎると、すっかり静まってしまった」³⁰とあり、大坂御親征よりの帰還の道中では、軍楽隊の奏でる音が重要な位置を占めていたといえる。そして、これを引き継いで、天皇の御所への入御に際しては、雅楽の音色が行列を荘厳するものとなったのであるが、そこでの雅楽演奏は儀式的場における道楽的なものとも解釈できるとはいえ、還城楽という曲目の選定といい、軍楽隊の音楽を引き継ぐかのような演奏のあり方といい、やはり、ここでは儀式的なものであるよりも、儀仗的な演奏がイメージされていたのではないだろうか。

つまり、天皇の大坂御親征という軍事的な意味合いを持った行事においては、儀仗楽としての雅楽が演奏され、このような儀仗的な奏楽は、三方楽所からの自発的な申し出でにより執り行われたものであったことが分かる。こうした記録の内容からは、この時期の三方楽所楽人の間では、「儀式楽としての雅楽」と「儀仗楽としての雅楽」とを区別する意識が生まれていたと考えることが出来るのではないかと考えたい³¹。

6 東京行幸・御再幸と雅楽演奏

このように、三方楽所が、儀仗楽としての雅楽の演奏を、従前からの儀式楽としての雅楽演奏と別種のものと考えていたと判断する根拠としては、次の記事も挙げられよう。『樂所日記』巻26の慶応4年9月13日条にも「去ル八日年号改元明治元年」とあるように、明治となったこの月の20日には「一 今早朝 主上 内侍所東京御出輦」と記される。『樂所日記』にはこの東京御出輦に際しての奏楽の記録は残されていない。実際に、奏楽がなされなかったことは、同年10月9日条の以下の記事で明らかになる。

- 一 去月東京御出輦之節奏楽御用も不被為有候_{ニ付}在京一方申談之上献金、
在京十四名、文均、文静、季熙、廣守、頼玄、季貞、廣繼、昌次、廣肝、
文禮、廣利、廣元、右御扶持人、昌長、季芳 十四人

つまり、奏楽を行わなかったので、献金を行うことを相談したというのであり、この日の午後天王寺在住の楽人へも同様の連絡をしたところ、俊壽、廣治、廣名の御扶持人、御扶持人並の昌輪もこれに加わり、天王寺在住楽人からも金札4両を献金することになる。つまり、奏楽を行わなかった代わりに、天王寺方の御扶持人と御扶持人並の楽人が禁裏へ献金を行なおうとしたのである³²。儀仗楽としての雅楽演奏は、「奉報天恩度」³³とする楽人側からの奉仕的活動であり、これを行うことができなかったので、その代償行為として献金を行うという楽人たちのこの行為は、当時の天皇に対する楽人側の意識を探る上で非常に興味深いものがある。

この明治元年9月からの東京行幸の間、東京においては、旧紅葉山楽人による奏楽が行なわれた。まず、10月13日には、「東京御着輦之節 万歳楽、御入城之節 太平楽」の奏楽が、旧

紅葉山楽人12名によって演奏された旨が三方楽所へと伝えられたと、『樂所日記』巻36「老分役録」11月21日条に記載される³⁴。この時の東京行幸中の奏楽については、『樂所日記』にはこの記事のほかには記載がないが³⁵、『明治天皇紀』第一によれば、12月8日の東京御出輦の際にも、奏楽が行なわれ、東京滞在中の11月22日および23日には天皇と外国使節との謁見の場で雅楽の奏楽が行われたことが分かる³⁶。さらに、塚原康子によれば、11月28日浜殿行幸において、天皇が軍艦に試乗された際にも、武蔵丸・富士丸の2艦に分かれて乗り込んだ楽人による雅楽奏楽があったことが紹介されている³⁷。このように、東京においては、儀仗楽および儀式楽としての雅楽演奏が行なわれた。

こうした状況を受けて、『樂所日記』巻26の12月12日条には「来廿二日東京還幸其砌去夏御親征還幸節之通奏楽被仰出候事」と記される。しかし、同16日には、「来ル廿二日還幸ニ付奏楽之處更ニ不被及奏楽旨被仰渡候事」とあり、奏楽は中止されている。この間の事情については、『樂所日記』には何の記載もなく、どのような経緯で奏楽が中止になったのかは不明であり、還幸に係る記事としては、『樂所日記』巻36の12月23日条に、「還幸恐悦三老【南谷補：京都・南都・天王寺方の責任である老分3名の意味】禁中、大宮へ申上候事」と記されるのみである。

さて、後述のように、翌明治2年の正月は、元旦節会を初め舞御覧、そして御楽始にいたるまでの一連の恒例行事が、東京から還御された天皇のもと、すべて旧例の通りに執行された。しかし、2月4日には、「来月東京御再行供奉お初被仰付候ニ付、妻拵相談上ル事」とあり、女儒として禁裏に上がっていた文均の次女お初が、東京への供奉を予定されていることが記され、遅くともこの時点で文均は天皇の御再幸の予定を把握していたことが分かる。三方楽所としては、明治2年2月11日に以下の願書を提出している。『樂所日記』巻36によれば、

来三月東京
御再幸被 仰出奉畏候、昨秋
行幸御出輦之節一同為冥加奏楽之儀奉願上候處不被及御沙汰趣被仰渡、十二月東京
還幸之砌去夏
御親征還幸節之通奏楽之儀被仰出其後
還幸ニ付奏楽之處、更ニ不被及奏楽旨被仰渡一同奉畏居候、然ル處品川
御着輦之節東京
御入城之節奏楽御用東京楽人共勤仕被仰付候由傳承仕候間、此度
行幸之節者何卒三方楽人共之内被為召具奏楽御用向之節勤仕被仰付候様奉願候、右
御聞濟被為成下候得者家業之冥加至極一同難有仕合奉存候間、此段宜御沙汰之程奉願候
以上

とするものである。ここでは、京都での出輦時などに際しての奏楽を願い出るというのではなく、三方楽所楽人のうち何名かに供奉を命じ、東京での「奏楽御用向之節」はこれを勤めさせていただきたい、という願書となっている。これについては、四辻殿内の担当者は書面を受け取ったものの、同書の2月18日には、「東京 御再幸供奉之願書不被及御沙汰候事」として、差し戻しになったことが記される。同日条によれば、その理由は、「品川 御着輦 御入城

等 奏樂之儀ハ、鎮将府より為御饗応被仰付候事」とされており、当時、三方楽所楽人の所属した太政官とは無関係に行われたものであったために、先例にならないというのであろう。

鎮将府については、『樂所日記』巻36の明治元年11月3日の記事にその廃止の記事があり、太政官がその業務を引き継いだことが記載されている。つまり、明治元年9月の東幸時点では、東京楽人とされた旧紅葉山楽人たちは、この鎮将府の支配下にあり、その命のもとで奏樂を行ったのであるが、明治2年の御再幸の時点では、この鎮将府が廃止されその業務が太政官に引き継がれているとなると、東京楽人も三方楽所楽人も同じ指揮系統に属することになっている。そうすると、京都の楽人たちとしても、黙って先のような状況、つまり、京都では天皇の東京行幸に際して何らの奏樂活動を行うことなく、反面、東京ではこれが行われ、そこに京都の三方楽人が関与できないという状況が再び繰り返される状況を座視するわけにはいかなくなり、先の願書を提出するにいたったのであろう³⁸。が、その願い出は却下され、明治2年7月28日に、天皇と軍艦ガラテア号を指揮して訪日したイギリス皇子エジンバラ公との謁見が行なわれた際には、再び旧紅葉山楽人による雅樂の奏樂が行なわれている³⁹。

さて、ここで注目しておきたいのは、維新期の明治2年までのごく早い時期での天皇の出御される儀式、行事の場での雅樂演奏のあり方である。すでに見てきたように、この時期に新しく発生した天皇が中心となる儀式・行事において雅樂演奏が行われた場とは、京都では、天皇と外国使節との謁見の場、軍事的意味合いを持つ大坂御親征の場での儀仗的奏樂であり、東京御幸中は、品川へ天皇が到着された時と東京城御入城時、外国使節の謁見時、軍艦御試乗時であった。反面、最初の東京行幸への出輦の際および還幸の際には、京都側では雅樂の奏樂は行われていない。こうした事例から推測するに、この時期の儀式・行事における雅樂の演奏が、天皇という存在に初めて接する人々が関係する場および、軍事的指導者としての天皇の存在を周知せしめたい場において行われたこと、反面、すでに天皇の存在が十分に認識されていて、新たに人々にその存在を知らしめる必要がない場においては、雅樂の演奏がさほど重視されていなかったことを知ることができよう⁴⁰。

すでに、塚原康子は、明治元年の東京行幸での奏樂については、「まだ軍楽隊が整備されていなかった明治初年において雅樂が代替的に用いられ、天皇の出発・到着を音によって知らしめる役割をはたしたもの」⁴¹としているが、雅樂演奏が果たした機能はそれだけではなかったと思われる。明治のごく初期においては、神武天皇以来の存在として天皇を神格化することが意識された。儀式における雅樂の奏樂は、神事での奏樂時のイメージとあいまって、たとえば、天皇の出座を神の来臨にも比定されるべきものとして、この時期の天皇の神格化を進めるといふ政府の意図により採用された可能性も考えるべきであろう。その一方で、明治政府にとっては、天皇を軍事面での最高権力者としてアピールする必要性もあった。そこで、軍楽隊の奏でる楽、儀仗楽としての雅樂も必要となった。しかし、いずれの場においても、その楽の音は、西洋人には、「奇妙な音」としてとらえられる傾向が強かった。このことが、塚原の指摘したように、儀仗楽としての西洋式軍楽の整備が急がれ、また、儀式の場においては、雅樂に代わって西洋音楽が演奏されることになる要因であったといえよう⁴²。

と同時に、ここで注目したいのは、『楽所日記』巻27、明治2年2月17日条に記される以下の通達である。

五官出仕之楽人從十七日被 免候儀者

皇国伝来之音楽愈盛大ニ被為行候折柄職業勉勵可為專一管ニ付被 免候条厚

御趣意奉體認心得違無之様申達候事

この日をもって、三方楽所楽人のうち太政官代に出仕していたものは、その任務を解かれ、本来の楽人としての家業に専念するようにとされたのである⁴³。その理由として、雅楽が、「皇国伝来之音楽」であり、それが、「愈盛大ニ被為行候折柄」であったこととされている。このような表現により、当時、雅楽が古来よりの日本の伝統的な音楽として、一層盛んに演奏されるべき楽として位置づけられていたことが示され、こうした認識のもとで、今まで見てきたように、この時期、雅楽が熱心に演奏されていたのであるといえる。この通達の存在からも、三方楽所楽人が、天皇の出御される場での奏楽の機会に恵まれなかったからといって、それは、当時の政府が雅楽を軽視していたわけではないということが理解されよう。さらに、この時期においては、慶応4年5月25日の「調練場所ニ楠中将正成朝臣祭典式奏楽」、7月10日の操練場における戦死者祭典式における奏楽、9月の崇徳天皇御帰洛御遷幸に際しての奏楽、同年が明治になってからの12月23日から25日にかけて行われた孝明天皇の御忌に関連した泉山および宮中南殿での祭典における奏楽など、「御一新」に関わる行事・儀式における場でも雅楽が用いられ、その奏楽に三方楽所は関与していた。

『楽所日記』巻36の明治元年12月22日の記事には、この12月の「先帝三周御忌」に関する行政官の通達の文面の写しがあり、その文中には、「今般御制度復古之折柄」とする表現がある。さらに、この少し前の明治元年12月14日には、「皇学所」の開講があったが、『楽所日記』巻36の12月13日条には、その開講に関する通達の写しがあり、「宮、堂上、及非藏人、諸官人ニ至迄入学勉勵可到候」とされたこと、さらにその開設目的について、「近来皇国之学相衰へ外国へ対シ候而茂不都合ニ付今般更ニ皇国学盛大ニ御振起被遊候 思召ニ候間、各御一新之 御趣意ヲ奉戴シ異日国家之大用ニ相立候様一同奮発勉強可致旨」とされたことなどが記されている。このような状況にあって、雅楽は、この時期、まさに、「皇国之学」の一部をなすものとして、日本の伝統的音楽として重視されており、そのことは、楽人の側でも自覚されていたと考えるべきであろう。

7 明治2年から明治3年11月の文均の東上まで

江戸時代においては、京都に三方楽所がおかれ、江戸には江戸城内の紅葉山に紅葉山楽所がおかれていた。紅葉山楽人は、江戸幕府の管理下におかれていた。したがって、維新にあつての彼らの処遇が問題となったはずであるが、これについては、『楽所日記』の記事をさかのぼって、慶応4年1月14日条に注目したい。

天皇御元服を控えたこの日、文均は、鳥羽・伏見の戦以来の混乱で延び延びとなっていた四

辻家への年頭挨拶に参上している。そこで、四辻家より「紅葉山同列之儀、内々御沙汰有之候」と知らされた。つまり、この時点において、すでに紅葉山楽所の存続が決定されており、その扱いは旧禁裏附楽人である三方楽所楽人と同じ扱いとなる見込みであると知らされるのである。これは、その後、明治元年以降の東京において行われた儀式楽および儀仗楽としての雅楽の必要性・重要性が早くから理解されていたことを示すものであったといえよう。

しかし、こうした意味で将来的に問題となるのは、旧紅葉山楽人たちが、元来、江戸城内東照宮での奏楽を職務としていたために、舞楽を演奏することがなく、また御神楽の演奏も出来なかったということである。そこで、実質的な東京遷都が行なわれた明治2年以降、東京の皇居での御神楽を執り行うために、京都から三方楽所楽人を召し寄せるということが行われるようになる。さらに、雅楽局の設置された明治3年11月以降は、旧三方楽所としての機能は東京へと移され、結果的には、旧三方楽所楽人の半数近くが東上することになる。

『楽所日記』慶応4年1月14日の時点ではまだ「紅葉山楽人」と称されていた人々は、後には、「東京楽人」と称されるようになったらしく、明治2年12月3日には、「東京楽人京師楽人ト一列」との通達が四辻家よりあった。この時点で、旧紅葉山楽人、三方楽所楽人を統合した上で、あらためて楽人全員の席次を調整することが行われ、完全にこの二つの組織が合併されたことになる。加えて、明治2年11月に、同年12月の東京での内侍所御神楽執行のために召し出された6名の三方楽所楽人のうち、3名が御用終了後もそのまま東京に留まったことから、この時点で、その一部とはいえ、御神楽演奏の機能を東京に移すことが考えられていたのであろう。

一方で京都での三方楽所の様子がどうであったかという点、すでに述べたように、明治2年の正月は、天皇還幸があり、宮中では3年ぶりに元旦節会が執り行われ⁴⁴、7日の白馬節会には、南都方15名、天王寺方18名、京都方17名の合計50名の楽人が出仕し、16日には踏歌節会⁴⁵、19日には舞御覧と続き、27日には御楽始が執り行われるなど、雅楽を伴う儀式については、従前にはほぼ同じ状態で開催された。さらに、この御楽始に先立って、四辻殿、伏見宮殿、陽明様でも楽の稽古が行われるなどしていた⁴⁶。この後、すでに述べたように2月17日には、「皇国伝来之音楽愈盛大=被為行候折柄」として、楽人たちは太政官代勤番を免除されが、この表現を裏付ける状況が、東儀文均の日記から窺うことができるのである。

以後の明治2年の三方楽所の動きを『楽所日記』巻27で追っていくと、太政官勤番を免除されたこともあってか、文均の記録には、楽人の「稽古」という記事が目立っている。その成果を反映させるためか、5月18日には三方合同での「三方楽講」が開催され、9月29日には「三十曲」を演奏する催しが文均自宅にて行われており⁴⁷、公家のみでなく、この時期の三方楽所楽人の間でも、熱心に雅楽の稽古が続けられていたことが分かる。さらに、10月には、文均は雅楽稽古のために、裏辻殿へ参上する記録が目立つ。また、前年からの状況に引き続き、この年5月には、「楠中将御祭日」が新たに設けられ、楽人たちも神戸へと下向して、神事での奏楽を行なったことなどもあり、この時期の楽人たちには、「御一新」となっても雅楽の将来に対して不安を感じることはさほどなかったと思われる。しかし、こうした中で、明治2年11月以降、三方楽所を取り巻く環境に、じわじわと変化が生じてくる。すなわち、楽人の東上という動きである。

以下、『楽所日記』巻27-28および同巻37-38『老分役録』に記載される明治2年11月から雅楽局が設置される明治3年11月までの三方楽所楽人の東上に関する記事を、整理してみよう。

【表1】明治2年11月より同3年11月の雅楽局設置に至るまでの楽人の動向

日付を□で囲ったものは巻37-38『老分役録』よりの記事

明治2年	11.7	四辻殿より御用召 従東京神祇官被願候 _{ニ付} 倭歌相伝之上舞人二人、歌、和琴、箏、笛一人ツ、参向被仰付候 _{ニ付} 、忠寿丈へ右伝達之儀申入候事
	□11.7	夕方御用召、文言参上 鎮魂祭 倭舞 二人 是迄勤仕之輩申合 倭琴 久隨、笛 景順、箏 季員、歌 一人 相伝之輩申合 右ハ十二月 鎮魂祭 内侍所御神樂被行候 _{ニ付} 楽人東京江罷出候様被仰付候、但シ当月中ニ可致参向事 右通達 _{ニ付} 忠寿丈江万事委任仕候事
	11.14	東京鎮魂祭参向付官庫装束申出 束帯皆具斗東京御用15人分外、人長皆具
	11.15	官庫へ出席 東京御用 十五人前 人長皆具
	11.19	今度 東京御用、久顯、忠寿、近陳、景順、季員、久幸、今朝出立之由 ⁴⁸
明治3年	□2.18	「東京楽人京師楽人ト一列」との通達（前年12月3日付）により東京楽人と京都の楽人との間で席次の調整が行われること
	2.24	四辻家にて、久顯朝臣帰京について聞く
	3.20	太政官よりの通達として、還幸して大嘗会を行う予定であったが、延期する また、久臈、忠克、忠廉につき、「右三人東京御用 _{ニ付} 来ル廿四日発足之事」とある。巻28の22日条に、「神楽人三人被召候 _{ニ付} 」とある
	3.24	多家三人東京へ発足之由
	4.10	五位夏袍 六領 東京御用、宮内省へ差出す
	4.11	四位夏袍 五領 東京御用被仰下候 _{ニ付}
	4.15	東京近陳丈よりの書状があり、「三方銘々家禄御下行米頂戴之儀、去ル八日四辻殿より御取調之儀」として、記憶の範囲でお答えしたが、詳しい資料が必要だと知らせてくる。これを受けて、京都側で作成した資料を22日に飛脚便で下す
	6.27	久隨丈、昨廿三日東京へ発駕之事
	□7.21	過日官庫束帯之具御取調とあり、今まで「東京御用 _{ニ付} 取出候」分などを確認。
	8.2	官庫装束の束帯の残数をチェック
	□閏10.7	東京の近陳より童形子息について問い合わせがあり、9名の名簿を送る
	11.17	今度太政官ニ而雅楽曲被置候 _{ニ付} 綾小路殿、四辻殿、雅楽助兼任御吹聴
	□11.18	「今般太政官中雅楽局被置候 _{ニ付} 」とする四辻家よりの通知が届く
	□11.21	留守官御達所より東京より之書状到着、三方楽所へ御達とあり、今回の雅楽局の設置に関する正式通達が届く 当月十日両人之者（南谷補：京都より東京に下っていた近陳、久臈の2名） 弁官より御招即刻参上雅楽局ニ於テ五辻雅楽長、綾小路雅楽助御立合之上別紙式通被相渡 西京楽人始在京楽人ニ至迄相達候様被申渡候 _{ニ付} 、当方一同、在京中一同致拝見承伏仕候、との文面
	11.22	留守官よりの通達 文均、忠寿、季熙、至急御用 _{ニ付} 東京へ被召候旨御達、発足日限、御請書等明日可差出様
□11.23	今度在京御用 _{ニ付} 早々参向可仕之旨被仰下奉畏候、右 _{ニ付} 支度等モ調兼候 _{ニ付} 来ル三十日京都発足仕度候間、此段奉願上候、宜御沙汰奉願候、以上	
11.25	昨日、行業、友陳、高節、葛鎮、廣守、季芳、廣道、喜秋、右八人、前三人同様被召候事	

この【表1】からも、すでに指摘したように、御神楽執行のために、明治2年11月19日に6名の楽人が東京へ召され、同時に東帯装束15名分、人長装束一式が東京へと送られていることが分かる。さらに、この6名の楽人のうち、久顕、忠寿、久幸の3名は、翌明治3年2月に帰京するが、明治3年3月には、新たに3名の楽人が、神楽要員として東京に召され、同年6月に、多久随がやはり神楽要員なのであろうか、東京に召し出されている。つまり、明治3年6月の時点で、京都よりの7名の楽人が御神楽を担当するために東京に駐留していたことになる。これは、旧紅葉山楽人では、御神楽の奏楽が出来なかったために、宮中祭祀に不都合が生じたためであろう。逆にいえば、この時点では、あくまで御神楽担当者としての楽人が必要であったと考えられ、それ以外の業務については、旧紅葉山楽人も含めた現員で執行が可能であったと推測される⁴⁹。

しかし、一方で、すでに触れた明治2年のイギリス皇子エジンバラ公の接遇に際し、5月8日に、次のような上申が外国官より提出されていたことが紹介されている⁵⁰。

今般英国公子東洋遊覧之序 皇国へも被相越候二付テハ夫々御接待方予メ御用意無之テハ不相成義ニ付諸般見込ノ趣取調申上候儀ニ有之、就中舞楽ノ義ハ 皇国礼典ノ第一ニ付是非トモ御取設無之候テハ外ニ壯観ノモノ無之ト存候、然ル処右楽人ハ勿論、衣裳諸器ニ至ル迄京師ナラテハ御全備相成居不申趣、御楽人山井安芸守申聞、且御舞台ノ義モ同談ニテ、右ハ取外シ持運出来候由ニ付、右楽人東下ノ義ハ勿論、衣裳舞台御楽器共御差廻御坐候様仕度、尤御舞台ノ義ハ新規御出来相成候共強テ手重ノ物ニモ無之由故、御新造相成候テモ可然、何レトモ六月十日迄ニ参着不致候テハ御間ニ合兼候間、至急京師へ御申達ノ上、昼夜ニ不限東下候様被仰達候様仕度此段申上候、以上

この時点では、舞楽を舞うことができない旧紅葉山楽人のみが東京で雅楽演奏を担当していたわけであるから、「舞楽ノ義ハ皇国礼典ノ第一」とされても、その上演にあたっては京都から、かなりの楽人と装備を調達する必要があった。したがって、結論としては、塚原康子の紹介しているように、費用面から、これは「不被及御沙汰候事」とされ、文均の『樂所日記』にも、この件に関しては、何の記載もない。しかし、ここでは、舞楽に対して、「皇国礼典ノ第一」とする表現が行われていたことに注目し、このように舞楽を重要視し、国賓などの接遇の場において舞楽を演奏すべきであるという考え方があったことを指摘しておきたい。

このことを踏まえて、明治3年閏10月7日の記事について考えて見たい。ここでは、近陳より「童形子息」についての問い合わせがあったという。これを単に子供とみるか、「童舞」を舞うための要員と解釈するかの問題であるが、私は、これは「童舞」要員の確認と考えたい。それは、すでに明治2年5月の時点で、東京での賓客接遇に際して舞楽を演じたいとする希望があったこと、この後、明治5年のロシア皇子の接遇のために再び舞楽上演が上申されたこと、それに先立ち、同年5月19日には子供を含む11名の楽人が、新たに東京に召されたこと⁵¹などを勘案すると、明治3年閏10月の時点、つまり、雅楽局準備置の過程で、童舞要員としての少年を東京に召すことも考えられていたと推測されるからである。

また、【表1】からは、明治3年4月15日の時点でひとつの変化が生じていることが分かるだ

ろう。つまり、「三方銘々家禄御下行米頂戴之儀、去ル八日四辻殿より御取調之儀」とある記事であるが、近陳は、本来、京都の三方楽所所属の楽人で、当時の楽人の意識としては、「東京出張中」であるのに、このようなことを尋ねることは不自然である。つまり、これ以前であれば、このような書類の提出は、あくまで京都において、三方楽所老分たちに命ぜられたものであろう。しかし、以後の『楽所日記』の記述からは、三方楽所関係の書類を一括して東京で提出している様子が示され、その控えが京都に送られるという状況になっていることが分かる。このことから、三方楽所を支配するための主たる機能が東京に移管されつつあったといえよう。

以上のことから、雅楽局の設置時点において、すでに、楽人の任務を、舞楽の演奏を含む京都での三方楽所の規模に同じくすることが視野に入れられていたと考えるべきであろう⁵²。したがって、明治2年の時点では、とりあえず御神楽要員を召集し、それ以後に、東京における舞楽上演の必要性をも視野に含めての雅楽局の設置に向けての動きが生じてきたと考えることができるのである⁵³。

8 日光山御下行米をめぐる

すでに考察したように⁵⁴、慶応元年の江戸時代最後の日光山御神忌執行に際し、日光まで下向してその祭祀に出仕した三方楽所楽人は45名、菩薩役楽人12名の総勢57名であった。幕末期の経済的混乱の中、彼らは、日光への下向にあたって、前例にない御手当金を要求し、当初の三方楽所側からの提示額一人当たり800両は、200両へと減額されたものの、日光への出立前にこれを受け取った。日光山での祭祀終了後、帰京した楽人たちは、出仕に対する報酬としての御下行米を要求したが、その支給がないままに、江戸幕府は崩壊し、政治機構が変化する中で、この御下行米の件は、宙に浮いた状態となっていた。以下では、この時期まで未払いとなっていた御下行米の一件がどのように処理されたのかを考察する。

御下行米の拝領がないままに、その請求活動においては、関係者への賄賂などさまざまな経費がかかっていた。御下行米の支給があれば、それをもってすべての清算が可能になるのであるが、その支給が遅延する中でこの新たに発生した諸経費については、一部の楽人がこれを立て替えざるを得ない状況であった。こうした中で、その立て替え分、これを入用金としているが、その金利については、年末にその清算を行う作業が続けられており、『楽所日記』巻26の明治元年12月7日条にも、「日光山御下行内願入用金元利取調勘定合」とあり、関係者として、文均、忠呂、光張、高範が立ち会ったことが記される。一方の御下行米そのものの拝領をめぐる動きは、維新期の混乱のなか滞ったままであった。

御下行米拝領に関する明治に入って最初で最後となる三方楽所側からの行動は、明治2年2月15日に四辻家に提出された願書から始まる。三方楽所楽人を支配した楽奉行四辻殿は同年3月の天皇御幸に伴って東京へ参向することが決まったこともあり、三方楽所側としては、四辻殿の御発駕前にこの問題について何らかの動きを起こす必要があると考えたのであろう。『楽所日記』巻27同日条に記載される「奉願口上覚」によれば、「昨辰年四月別紙之通奉願候処不

蒙御沙汰、薄録之者共追々困窮仕候得共御用向御繁多之折柄再応奉願候儀畏入差控居候処」とした上で、將軍宣下、内大臣宣下などにあたって、「諸官人江御下行米被下置候趣御伝承仕候間、何卒格別之御憐憫ヲ以去ル丑年日光山御参向御下行米以下今度頂戴之儀奉願上候」としている。ここでは、あくまで「御下行米」となっていることに留意したい。

これに対して、『樂所日記』には、2月29日、四辻宰相中将殿より直々の回答があり、楽人が指摘した御下行米については、「会計へ御引合ニ合成候処、諸官人下行米之儀ハ從朝廷被下候得共」として、楽人が願ひ出ているものは、「從幕府被相渡候儀故、願意之処相替候様考可致旨」と通告された。つまり、管轄が異なるので、願書の内容は不適切であるとの指導を受けたものであろう。そこで、四辻殿の東京への出立日も迫っていたこともあり、楽所側は、即刻以下の書面を作成し、再提出する。

すなわち、「先般来日光山御神忌参向御下行米以下拝領之儀再三及嘆願候得共何等之御沙汰も無之、私共一同深心配仕候、然ル処、諸官人江ハ如先規御下行米拝領相済候趣ヲ以奉願候処、諸司トハ御次第も被為替候趣拝承仕一同驚入候、則参向以前、諸官人同様御手当金式百兩拝領仕候得共、支度並道中補人足賃其外諸雜費等難行届、無扨御下行米引当ヲ以他借仕参向之処」として、参向以前に受け取った手当金は十分なものではなく、行事終了後の御下行米があると見込んで借金をした楽人がいること、その当事者が死亡した場合もあるが、「当時相続之者共借財ニ難取凌甚、心痛仕候」と関係者の困窮した様子を訴え、あらたに「前条申上候通難渋之私共諸司トハ御振合被為替候儀ニ候得者、尊太之御憐憫ヲ以為御救金穀之内拝領被仰付候得者」として、ここでは、幕府が関与する御下行米としてではなく、「御救金穀」のうちからしかるべき拝領物をその代わりとして受け取りたいと願ひ出る。

『樂所日記』巻27の明治2年3月5日条には、翌6日に東京に向けて出発する四辻殿への挨拶に三方楽所関係者が出向いた後で、改めて文均が四辻殿に呼び出されたことが記される。用件は、2月15日に提出した最初の願書について、「先達ニ日光山御下行米之願書御沙汰不被為及趣ヲ以昨夜御差戻之趣御達之事」であった。これを受けて、四辻殿が不在となれば再度の願書の提出にも不都合が生じると考えたのか、文均と文均の依頼により同伴した文静は、その場で「御救金穀願書」を認め、四辻殿の「御加筆」を願ひ出る。この願書の文面は、先の2月29日の願書に同じである⁵⁵。

『樂所日記』によると、三方楽所からは、さらに、同年4月24日にも、「別紙之通不願恐奉願上候処未蒙御沙汰銘々借財方是迄追々期限モ相切催促難渋之次第二御座候共返済方手当モ無之」として、「金穀之内御救之程偏ニ奉願候」とする書面を提出し、連続して「金穀之内御救」を求めた様子が示されている。結果的には、この件については、『樂所日記』巻27の明治2年5月3日条に、四辻殿は東京駐在中にて不在であるが、楽奉行の機能は保持していた四辻殿留守宅雑掌より、「春来御願候日光山下行米之事、金穀御救再願等差出候処、不被及御沙汰趣御達ニ付」と通告されたことによって、慶応元年の日光山御神忌に関しては、三方楽所として何らかの給付を公的機関より受ける見込みがなくなったのである。

そこで、三方楽所としては、ここまでの一連の嘆願活動にかかった経費の清算に取り掛かっ

たものらしく、従前は、利息分のみ返済を関係者に求めていたものが、『楽所日記』巻36の8月1日条によれば、「日光山内願一条三方粗内談相整候_{ニ付}」として、「當八月御増録支配之節より金壺両ツ、可申請」となったものであるらしい。つまり、三方楽所に対して政府より何らかの給付があった際に、日光山下向に関係した楽人への配当分より1両ずつ「天引き」して、諸経費を立て替えている高範、忠呂、文均、高節らへ元本と金利を合わせた額を返済するとなつたらしい。同年9月6日の大蔵省より「御増録」を受け取った際の記録には、「但日光山參向御下行内願入用済方内談相調候_{ニ付}、今度頂戴之内_{ニ而}參向衆壺両ツ、引去候事」とあり、同月13日には、立替金を出した関係者が集まり清算を行っている。もっとも、この一回ですべてが完済となるわけではないので、その後も同様の増録支給がある都度に引き落としと清算が繰り返されている⁵⁶。

しかし、楽人たちも諦めたわけではなかったらしい。『楽所日記』では、詳しい事情は不明であるが、同巻28の明治3年3月22日条に、「日光山内願相願野村ヨリ金一万疋被差出候」とある。この件については、同27日条に関連する記事があり、それによると、

一、旧冬季熙丈より薩藩中路へ被懸合候次第_{ニ付}、賀茂野村より高範丈へ為酒肴料一万疋一同へ被差出処、近陳丈東京御用中_{ニ付}其俣光張丈被預居候得共帰宅之期不被斗候_{ニ付}、懸り輩相談之上左之通取斗也

金一万疋 内壺分ツ、五十七人へ 金三分 懸り三人
紙筆料

残金十両 高範丈へ光張丈ヲもって返済

右壺分ツ、各元利入ニ受取【以下略】

とあり、政府関係機関からの支払いを拒否された日光山御神忌參向に際しての御下行米に代わるものとして、個人から寄付された「酒肴料」を三方楽所が受け取ったことが分かる。その金額は、三方楽所楽人が主張していた額面には到底及ばないものであったが、個人の寄付を以って江戸幕府の「未払い賃金」に当たるものの清算を行った点に注目したい。また、その寄付を獲得するにあたって、公的機関からの支給が見込めないと判明した明治2年の冬以降、三方楽所楽人が個人的に薩摩藩と折衝したらしいことも興味を引く。このような交渉が可能になった背景には、江戸時代を通じて形成されていた雅楽楽人とさまざまな人々を結ぶネットワークの存在が背景にあったものと思われる⁵⁷。

9 おわりに

すでに紹介したように、明治2年2月17日の楽人の太政官代勤番を免ずる通達に、雅楽を「皇国伝来之音楽」とし、また、同年5月8日の外国官の上申書にも、「舞楽ノ義ハ皇国礼典ノ第一」とされ、かつ、諸行事について「今般御制度復古之折柄」とされる風潮のなかで、「御一新」

の混乱期⁵⁸にあっても三方楽所楽人たちは、比較的安定した状況におかれていたといえよう。

とはいえ、明治3年11月の雅楽局設置にともなう東京への出仕命令により、三方楽所楽人を取り巻く環境は大きく変わった。『楽所日記』巻28によると、文均は、11月22日に、好学、忠寿とともに、留守官へ呼び出され、「此度四辻家楽所取扱御廃止」の件を告げられただけでなく、「文均、忠寿、季熙、至急御用ニ付東京へ被召候旨」とする通達を受けたのである。『楽所日記』の記述からは、その直前まで、京都に上ってきたかつての弟子「備前岸本」⁵⁹の願いにより倭舞の稽古を引き受けるとする記述があり、このように突然に東京へ召し込まれるとは予想していなかった様子が窺われる。

しかし、文均は、翌11月23日には、老分代を東儀文静に依頼し、「今後在京御用ニ付早々参向可仕之旨被仰下奉畏候、右ニ付支度等モ調兼候ニ付来ル三十日京都発足仕度候間、此段奉願上候、宜御沙汰奉願候、以上」⁶⁰とする請書を提出するなど、早速東京へ出発する準備にとりかかる。また、25日の記事には、「昨日、行業、友陳、高節、葛鎮、廣守、季芳、廣道、喜秋、右八人、前三人同様被召候事」と記され、雅楽局の設置にともない合計11名の、そして、すでに東京に召しだされていた楽人8名⁶¹をあわせると、総勢で19名の京都よりの楽人が東京勤務を命ぜられたことになる。

この後、『楽所日記』巻37には、「去十一月廿日」の記事として、文均が大伶人に任ぜられたとあるが、この通達は、文均が京都を出立した後に届いたものである⁶²。しかし、文均が出立する前に、すでに、雅楽局に所属する楽人の官位についての通達は届いており、それによると、雅楽局は、その長が従六位相当、助が正七位相当、大伶人は正九位相当、少伶人は従九位相当、それに伶生による組織とされていた⁶³。したがって、どのような職位になっても、文均の元の従四位という官位からすると不本意な官位になることは理解した上での出立であったわけである。

では、このような形で楽人に東上を命じるようになった雅楽局設置の通達はどのようなものであったかを『楽所日記』の記事により紹介しよう。『楽所日記』巻28の11月17日条には、

一、今度太政官ニ而雅楽局被置候ニ付綾小路殿、四辻殿、雅楽助兼任御吹聴付一方惣代
文言参殿

一、追而規則等之儀ハ留守館^(ツツ)より御沙汰可有之事

と記され、一方の『楽所日記』巻37の11月18日条には、

今般太政官中雅楽局被置候御ニ付是迄神楽附物ヲ始メ琴道傳授并楽所執奏於其家取扱来候
処廃止向後諸事惣テ雅楽局於テ取扱教授之儀ハ大曲秘曲傳習之者ヨリ相傳可致候事

とする太政官より四辻宮内権大丞宛での通達および、「大曲秘曲之儀、向後華族楽所ニ不拘藝道熟達之者江相傳可致候事」とする同じく太政官より四辻宮内権大丞宛での通達が、いずれ正式な通達があると思うがという断り書とともに、東京の四辻家より届いたとしてその写しが記されている。

11月21日には、「東京、近陳丈、久腆丈 弁官へ御招ニ而御達並口達之旨、以書状申来留守官傳達所より御達之事」として、東京滞在中の三方楽所楽人への通達内容を留めた書面が届いた

とされる。その内容は、『樂所日記』巻37によると、三方楽所へ宛てて、

今般太政官中雅楽局ヲ被置、伏見宮始別紙之通 御沙汰ニ相成候條、神楽道ヲ始諸技藝勉勵習熟御用御差支無之様可致事

但シ及第規則之儀ハ追而御改正ニ可被為度事

とする文面が通達された。このうちの別紙とは、太政官より、伏見宮、菊亭従四位、花園従四位、西園寺公望にあてて、今後の「琵琶道伝授之儀」は、「惣テ雅楽局於テ取扱教授之儀ハ大曲秘曲傳習之者ヨリ相傳可致候事」、綾小路正二位、持明院従五位に対して、「神楽道ヲ始メ諸取扱并傳授」などについて、「惣テ雅楽局於テ取扱教授之儀ハ大曲秘曲傳習之者ヨリ相傳可致候事」、四辻宮内権大丞には、上記の内容、そして、綾小路正二位、綾小路従四位、四辻宮内権大丞にあてて、「大曲秘曲之儀、向後華族楽所ニ不拘藝道熟達之者江相傳可致候事」とする通達を指している。

これらに、東京からの多久臆、辻近陳の両名による、三方楽所老分宛の書面も添えられているので、その内容を紹介する。

当月十日兩人之者 弁官より御招即刻參上、雅楽局ニ於テ五辻雅楽助^(ママ)、綾小路雅楽助御立合之上、別紙式通被相渡、西京樂人始在京樂人ニ至迄相達候様被申渡候ニ付、當方一同在京中一同致拝見承伏仕候、右ニ付御口達之儀者、比以後樂所之輩一同其道諸藝共相心掛ケ、何ニ不寄勉勵可致候様被仰渡候、先三管ニ於而者其俣、併萬芸ニ立至候哉ニ難斗候得共、乃至神楽之道ニ引当申候得者、笙道之人者先歌、和琴、人長等之事ニ心ヲ寄せ、歌人ニ而箏箏之人躰ハ附物等ヲ心掛、其外絃類舞等、夫、其人任出精相学ヒ廣大ニ被為遊度御趣意ニ候得共、只今ヨリ断然ト御改正ト申義ニ而者無之、追、其道、被為立候間、聞而心得違無之候様可致候、猶道々被立候期ヲ奉持候様被仰渡候、猶其中ニ者、三方御老分被召寄候御様子ニ奉存候、其節者急度御規則相識り候事哉ト奉恐蒙候、何分大變華ニ相成一同恐縮仕候得共御趣意之程奉禮認、三方樂所之輩彼是違乱ケ間敷無之様相示之旨、五辻雅楽長殿別段樂人印候間、此段御達申入候 以上

そして、翌21日には、「明後廿二日三方老分 留守官へ可罷出旨四辻殿より御達」があり、その22日当日には、東儀文均以下3名が東京へ召し出されることが伝えられるのであるから、この1週間ほどの期間での楽人を取り巻く状況の変化は、まさに、「大變華ニ相成」であった。雅楽局の設置にともない、それまで、定まった家が独占して保持していた教授権および三方楽所楽人の中でも特定の楽人しか演奏に携わることが出来なかった神楽なども、楽人であれば、すべてを習得するようにとされたのである。したがって、東儀文均にとっては、新たに御神楽を稽古し、その奏楽にも従事しなければならない状況が発生したのである。

太政官は、明治3年11月付で、以下の通達も発しており、これは11月27日付で「別紙之通被仰出候間、為心得相達候事」として、雅楽局より楽人に送達された⁶⁴。

神楽 付物・人長	大歌 付物
東遊 付物・舞	倭歌 舞・付物
催馬楽 付物	朗詠 付物
和琴 付物	琵琶 箏
舞楽	

右之曲、追々練磨可致候事⁶⁵

ここで、先の雅楽局設置の通達時には明記されていなかった舞楽が記されていることに注意したい。さらには、『樂所日記』巻37には、12月28日の記録として、雅楽局からの伶人あての通達の写しがある。

今般御改正ニ付三方共一樣神楽道ヲ始、広ク御用勤仕御差支ニ不相成様勉勵稽古可致、尚改及第規則モ近々廢為立藝術御取調可有之候条相達候事

庚年十二月 雅楽局

楽人から伶人へと呼称の変わった彼らが、「三方共一樣神楽道ヲ始、広ク御用勤仕御差支ニ不相成様勉勵稽古可致」とされたのは、先の太政官の通達の範囲であろう。

こうして東儀文均は、東京での伶人としての生活を開始すると同時に、神楽演奏についてもこれを新たに習得する必要に迫られることとなる。東京へ召し出されることが通告されてから出立までの期間は1週間であり、慌ただしい状況であったとはいえよう。しかし、このような東上を命ぜられるようになるという状況については、楽人の側では、何の予測もされていなかったのであろうか。

最初に触れたように、慶応3年の孝明天皇が崩御された直後の混乱状態の中で、文均は裏辻殿に向いて情報収集を行った。文均だけでなく、三方楽所楽人たちは、雅楽を通じて複数名の公家たちとのつながりを持っていた。さらに、文均は、神祇伯白川家との関係が深かった古川躬行とも雅楽の指導を通じての交流があり、明治に入っても、連絡を取り合う関係が保持されていたので神祇官関係の情報は入手可能であったろう⁶⁶。この他にも弟子関係でみると、文均は、幕末・維新期の京都において社会事業および尊王論の立場から国事にも関係した鳩居堂熊谷直孝と雅楽を通じて関係があった⁶⁷。また、在京天王寺方東儀家は、維新期に岩倉具視に登用された西尾為忠の西尾家と縁戚関係にあった⁶⁸。さらに、日光御下行米の一件でも、東儀季熙が薩摩藩関係者と折衝していたことが分かった。加えて、文均の次女は、女儒として宮中に出仕し、東京の皇居へも供奉していた。このような楽人を取り巻く環境を考えたとき、この維新期の混乱期の中で、三方楽所楽人全員がとはいええないまでも、少なくとも東儀文均は、全く政治的状况に関する情報も得ないままに、明治3年の雅楽局の設置および京都楽人は東上せよという命を受けるに至ったとは思えない⁶⁹。今後は、『樂所日記』以外にも幅広く資料に当たることによって、この点について明らかにできるのではないかと考える。

- 1 『楽所日記』全37巻（国会図書館所蔵）は三方楽所南都方芝家より、天王寺方東儀家に養子に入った東儀文均が残した日記。天保15年より明治5年までの日記30巻および、文均が三方楽所老分職を勤めた期間（1期目は文久2年8月15日－慶応3年10月7日までのほぼ5年間、2期目は明治元年11月3日からであるが、記録の記載は文均が東京に召された明治3年末まで）の職務記録7巻から構成される。慶応3年には、東儀文均は57歳、早世した子供を除き、3男3女が成長していた。長男文言は東儀文均家嫡子として、次男は芝直温として南都方の文均の生家芝家を再興し、父親とともに三方楽所楽人として出仕していた。三男は久保光利として同じく南都楽家の久保家を相続することになっていた。長女は赤松家に嫁入りし、次女は禁裏女儒として出仕しており、三女も翌年より大宮御所に出仕することになる。
- 2 当時においても、孝明天皇は毒殺されたのではないかと噂があったと指摘されており、その真偽のほどはともかく、この時点で孝明天皇が崩御されたことにより、王政復古への動きが急進したことはよく知られている。
- 3 この点について、明治時代から振り返る形で考察したものとして、塚原康子『十九世紀の日本における西洋音楽の受容』（多賀出版、1993）などがあるが、本稿では、江戸時代の側からこの点について考察するものとする。もっとも、考察の過程においては、塚原氏の先行研究によるところが非常に大きかったことを記して、謝意を表したい。
- 4 裏辻家は、引用文中のように「裏築地家」とも表記される。東儀文均と裏辻家との関係は、琵琶を中心とした雅楽の指導によるものであるが、『楽所日記』巻25によると、この年10月に亡くなった裏辻大夫殿は、「琵琶道格別之御執心」とあり、その葬儀に先立っての通夜の席で、文均は遺言により棺の前で盤渉調の宗明楽・蘇莫者・竹林楽を弹奏して手向けているほか、文均が大夫殿の看病のために裏辻殿へ日参していたことも記され、また、文均の子息や妻も裏辻殿へ参上している記事があることなどから、両家の関係が単なる雅楽の師匠と御弟子という関係以上のものであったことが窺われる。
- 5 この記述は、維新期の楽人の動向を知るうえで、大きな示唆を与えてくれるものとなろう。すなわち、彼ら楽人は、雅楽演奏活動やその指導を通して懇意になった公家たちから、必要に応じて、めまぐるしく変化する政治や東京と京都との関係についての情報を得ていた可能性が推測されるのである。もっとも、この時は、裏辻殿より、実は、12月29日に「主上崩御」され、同30日に「剣璽内々渡御」したなどの情報を得たのみであった。
- 6 この内侍勤番は慶応3年2月28日まで続けられた。同年9月16日条に、この時の報酬として、白川神祇伯より楽人12名へ「金子拾両被下候趣」があったことが記される。
- 7 表向きは、「歌舞音曲」としての雅楽演奏を行なうことに遠慮があったものか、4月30日条に「家業一分稽古並合奏等之事弘化三年度之例ヲ以従三方窺書差出候處、従五月朔日被為免候趣、四辻殿より月番江被仰下候事」とある。とはいえ、文均は本法寺寺中関係者の稽古などで合奏形式の稽古となるものは遠慮して自宅では行なわず、息子の文言を出張稽古に出しているが、個人教授的な雅楽の指導はそれまでに同じく自宅で行なっている。が、楽所関係者が集まっての奏楽や、楽所としての稽古などは行なっていなかったようである。
- 8 この一件については、南谷美保「慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐる－幕末の三方楽所楽人を取り巻く状況に関する一考察－」（『四天王寺国際仏教大学紀要』第45号pp. 347 - 377）において論じたほか、この事件のその後については本稿においても後述する。
- 9 この日の記事に付随する目録では、演奏予定曲目は、双調調子、阿名尊、鳥破、席田、鳥急、平調調子、伊勢海、万歳楽となっている。
- 10 『楽所日記』巻25の慶応3年9月7日条には、橋本実梁朝臣が、三方楽所楽人林筑州自宅に参集した文

均ら楽人8名に対し、明春、「天皇御元服後宴御遊」が予定されていること、これに参勤する堂上方の御稽古については、先だって摂政様より通達があったので、追々稽古が始められているが、問題は、催馬楽付物に関して堂上方の師家筋が不分明となっていることであるとして、これについて協議したと記される。この時点では不分明な点が多く結論は出されなかったが、後に、催馬楽の師家については、豊・山井・安倍の3家となり、これが、引用中の京都市3名にあたる。なお、『楽所日記』巻25には、この後も、橋本少将実梁朝臣が、東儀文均の自宅を不意に訪問し、催馬楽安名尊、伊勢海を御唱になり、文均が付物を演奏する（9月11日）、林廣継と文均が橋本少将殿へ参殿、双調安名尊、鳥破、席田、鳥急、平調、伊勢海、万歳楽、三台急を御稽古する（9月13日）など、この年9月の時点では、京都市楽人以外の楽人も催馬楽の御稽古に関係することが可能であった状況が記されている。

- 11 北小路殿の御稽古は、11月25日、27日、12月1日、3日と続く。12月5日には、11月30日の近衛左大臣の辞職に伴い、御遊の笙を北小路殿が担当することとなり、北小路家所蔵の笙錦風丸を東儀文均が預かり、これを調整することになった。
- 12 この他の御遊関係の記事としては、翌年3月16日に、3月18日に立太后宣下とあり、「且御遊者被止候旨御達之事」とある。
- 13 『楽所日記』巻26には、元旦の東儀文均一家が、雑煮、大福茶、屠蘇酒の祝い膳を囲み、その後、自宅での吹始（五常楽急、合歡塩、慶徳）、舞始（振鈴、万歳楽、延喜楽、賀殿、納曾利）、書始（嘉辰令月、君が代）など、恒例の行事を行っていたことが記されている。
- 14 江戸時代の三方楽所の組織には、禁裏よりの御下行を受け取る権利を持つ「御扶持人」が23名、これと重複する者もいるが、幕府からの知行を拝領する楽人が、京都、天王寺、南都のそれぞれに17名ずつの51名、この2種類の支給物を受け取る楽人に加え、「衆外」とされる51名の枠外にありながらも三方楽所楽人としての活動を行っていた楽人も含め70名以上が所属していたので、40名の太政官詰には、いわゆる三方楽所構成要員の全員が含まれていたわけではない。おそらく若年者から配当されたものらしく、すでに楽所の重鎮的存在になっていた文均は、内侍所勤番にも参与詰にも配置されずに、その子息のうち長男の文言と次男の直温のみが出仕していたようである。とはいえ、これらの勤番担当と、三方楽所としての雅楽奏楽担当とは、連動はしていなかったようであり、公的行事への奏楽出仕担当は、従前に同じく、上首次第とされたようである。文末の参考資料も参照されたい。
- 15 この三方楽所楽人の太政官勤務は、後述のように、明治2年2月17日まで続く。
- 16 これについては、「委細別記」と記されるものの、その別記は見当たらない。
- 17 当日の実際の出勤者は、2月30日の記事によれば、「御扶持人並参勤、舞楽人第一彭清等五十一人参勤之処、季節先例申立依願、与彭清相替参勤也」とあり、文均家は、東儀文均以下、文言、直温、光利の全員が出勤した。
- 18 この日、天皇と謁見が予定されていた3ヶ国の外交代表は、控えの間に集合し、それからそれぞれの国ごとに謁見の場へと案内されることになっていた。
- 19 注3前掲書、塚原康子『十九世紀の日本における西洋音楽の受容』（多賀出版、1993年）p.93引用の『豊原喜秋記』には、「仏国公使来朝ニ付奏楽被仰出予参勤衣鉢衣冠巻纓僕侍一人（麻上下）下部一人召連巳刻伶人楽屋へ参集未刻月華門南ノ廻廊ニ着座 出御之時平調々子ヲ奏ス 公使拝謁此時奏万歳楽 訖入御 次公使退出 申刻御用済 奏楽所ハ日華門月華門等両門ノ南ノ廻廊ニ於テ奏ス、依テ参勤人名左右ニ分ツ」とある。
- 20 中山和芳『ミカドの外交儀礼－明治天皇の時代－』（朝日新聞社、2007年）p.20-22による。
- 21 アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新』（下）（岩波文庫、1960年）pp.187-188
- 22 A.B.ミットフォード『英国外交官のみた幕末維新』（講談社学術文庫、1998年）p.174

- 23 ミットフォードは、『英国外交官のみた幕末維新』において、『太政官日誌』の明治2年正月の宮中行事に関する通達を翻訳した際の注記に、同年の「舞御覧」について、「この日の宗教的な舞踊は、セビリアの大聖堂で復活祭に聖歌隊の少年たちの踊った踊りを思い出させた」と記し、これに続けて雅楽の歴史についてごく簡単に触れた注記を添えていることから、雅楽に対してそれなりの理解をもっていたようである。
- 24 先の引用中のイタリア歌劇云々の記事はどのように解釈すべきなのか、難しいところがある。この日本人は、雅楽の響きを西洋音楽に匹敵する「音楽」であると主張したかったのであろうか。それに対して、ミットフォードは、「とても西洋音楽と同様のものであるとは考えられない」と述べていると解釈すれば、西洋人による雅楽に対する評価の記述として注目すべきものとなろう。もっとも、ミットフォードは上の注23に記したように、この後の記録において、雅楽に対してそれなりの知識を有していたことを示す記述をのこしているが、その知識ゆえに、ここでも雅楽器の名称を正確に記しえたのであろうか。なお、塚原は注19前掲書p.93において、「明治天皇による最初の外国公使召見は雅楽の響きをともなうて行われ、先に見た徳川将軍との謁見の場が意識的に『音』を排した静寂な空間であったのとは対照的であった。」としている。天皇の出御と「音」との関係については、後ほど考えたい。
- 25 この時期の大坂では、たとえば、四天王寺において、毎年2月15日に執り行われていた常楽会、同月22日に行われていた聖霊会については、『楽所日記』巻26の2月7日条に、「山内未莊殿向不調、御時節柄諸藩下宿等_ニ混雑中延引之」と、天王寺在住の楽人より連絡があったので、四辻殿にその旨を届け出たと記載されるなど、まだ混乱が続いていた様子が窺われる。
- 26 『楽所日記』によれば、本来、3月2日に支給される予定であったが、この日に延期されたとのことであり、堂上方の関係者は、3月1日に受け取ったとのことと記されている。
- 27 しかし、その「舎毛音」については、すでに『教訓抄』においても、「此舎毛音、何事哉。可尋」とあり（『古代中世藝術論』岩波書店【日本思想体系本】による）とされており、その実態が分からないものとされていた。
- 28 この願書については、『豊原喜秋記』に記載のものを、塚原康子が、注19の前掲書p.69-70に掲載している。
- 29 塚原、注19前掲書p70には、「出迎・供奉道楽組と待受組に分かれて演奏した」と記載されるが、正しくは、楽人は最初から二手に分かれていたのではなく、還幸が予定時刻より早まったために、遅刻した楽人が結果的に南門での待ち受け組となったと理解すべきであろう。
- 30 『ヤング・ジャパン』3（平凡社、昭和45年）第20章（pp.38-39）。同書によれば、その後続く行列のさらに、「その後、ミカドを乗せた質素な白木の駕籠が続いた」と記録される。
- 31 それは、出仕に対して報酬が支払われる儀式楽、すなわち従前より三方楽所として行ってきた奏楽業務と、奉仕的業務としての軍楽的要素を持つ奏楽、すなわち儀仗楽の奏楽とであったといえよう。
- 32 これの請書は、以下の通りである。「一 金拾四両 右者奉報 天恩度との趣_ニ献金正請取申処如件
明治元戊辰年 九月十九日 会計官 出納司 印 天王寺方楽所 扶持人 扶持人並」
- 33 注32の請書中の文言による。
- 34 明治元年11月3日付で、文均は、一度は退いた三方楽所在京天王寺方老分に再び就任した。『楽所日記』巻36には、このときから明治2年10月までの老分としての記録が記載される。
- 35 『楽所日記』巻27の12月9日条には「昨八日東京 御出輦之趣御達之事」、同巻36にも、11月28日条に「還幸来ル八日 御發輦被 仰出候事」とあるのみである。
- 36 先の大坂御親征およびこの東京御幸中の奏楽については、塚原も注19前掲書pp.67-72において論じている。
- 37 塚原、注19前掲書pp.71-72、他に、佐々木克『幕末の天皇・明治の天皇』（講談社学術文庫）（講談社、

- 2005) など。
- 38 以下、『楽所日記』巻36には、4月4日条に、「三月廿八日 辰刻品川 御着輦 巳刻東京城着被遊候」との東京よりの通達があったと記されるのみである。
- 39 『明治天皇記』第一、また、塚原、注19前掲書p.95以下においても論じられている。
- 40 また、ブラックによれば、東京御幸にあたって「日本当局は、天皇の行列が神奈川に近づいたとき、外国人が見物する機会があるように、配慮した」とされ、その様子を描いた中に、「錦旗は四本、鼓笛隊は八隊、これが一つの旋律を繰り返し、繰り返し奏でていた。どんな旋律であったか、外国人は未だに知ることが出来ない。」(『ヤング・ジャパン』3 (平凡社、昭和45年) 第23章 (p.71) としている。大坂御親征時に同じく、道中においては、軍楽隊が奏楽を行っていたことが分かるが、外国人にはその音楽は、およそ西洋音楽の概念でいうところの旋律には聞こえなかったものであるらしい。
- 41 塚原、注19前掲書p.72
- 42 明治2年10月には、薩摩藩の伝習生30名余りが横浜で軍楽伝習を開始し、楽人への西洋音楽の伝習は明治7年12月4日に命ぜられた。なお、塚原、注19前掲書p.94には、明治3年11月7日の雅楽局設置後は、「外国公使謁見時の奏楽も俗人の通常業務のひとつとなっていた。しかし、明治五年二月二十二日にドイツ公使フォン・ブランドが参内し信任状を奉呈した時を最後に、公使の参内謁見時の奏楽は『豊原喜秋記』にも全く記録されていない。」とする。
- 43 これに先立って『楽所日記』巻27の2月7日条には、「諸官出仕之輩取調早々交名可差出旨」と四辻家八田氏より達せられたとある。文末【資料1】はこの時の名簿によるものである。
- 44 もっとも、前年末に、従前は、元旦節会では、万歳楽・延喜楽と賀殿・地久の二番の舞楽が舞われたところ、万歳楽・延喜楽のみとすると通達された。
- 45 踏歌節会も、舞楽は、賀殿・地久の一番のみとされた。
- 46 御樂始の後も、四辻殿への雅楽の稽古は続くが、あるいは、これは、四辻殿が3月の東京御再幸に従うためであったのかもしれない。とはいえ、東京においても、雅楽が必要とされるという意識がなければ、このような雅楽稽古は行なわれなかったであろう。したがって、これも、この時期の「雅楽熱」を示す一つの要素であるといえる。なお、京都における三方楽所支配者としての樂奉行の機能は、四辻殿が東京へ供奉された後も四辻殿留守宅にて保持された。
- 47 『楽所日記』巻27には、この日の演奏曲目、参加楽人の名簿などは記載されないが、「従卯半刻至申半刻、各十七人入来」とあり、三方合同の51名が参加する楽会であったこと、また文均の自宅には、これだけの人数を収容できるスペースがあったことを示している。
- 48 出立にあたっては、御手宛金として、金40両が支給されたとの記載がある。
- 49 すでに、明治2年12月には、旧紅葉山楽人のうち5名が駿府へと移っているが、これの人員が果たしていた役割は、京都より召しだされた楽人により十分に補填されていたのであろう。なお、駿府へ移った楽人たちについては、以後「絶家ニ相成候事」とされており、従前の紅葉山楽所としての立場を失ったものであるらしい。
- 50 塚原、注19前掲書p.104に引用された外国官からの上申書による。
- 51 同上、p.559の資料および、『楽所日記』巻30の同日条による。
- 52 しかし、明治2年までの状況では、なによりも、御神樂が優先され、御神樂演奏要員の確保が当面の課題とされていたのであろう。その背景には、この時期の神祇官の勢力の強さも影響していたと思われる。
- 53 この動きとの関連は不明であるが、『楽所日記』の明治3年の記事には、それまでには舞楽を伴う儀式の直前にしか行われなかった「舞合」が行われたとする記事が、同年8月以降に目だっている。これは、

- 明治3年10月24日に伏見宮で開催された「邦家親王古希御賀」での舞楽に関係するものでもあった可能性があるが、この御賀が終わった後も「舞合」は行われているのでそれだけではなかったであろう。やはり、東京での御用などを意識していたと思われる。反面、東京の皇居での儀式でも開催できなかった舞楽を伴う行事を京都の伏見宮家で行っていることに注目したい。
- 54 注9に前掲の「慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐって－幕末の三方楽所楽人を取り巻く状況に関する一考察－」（『四天王寺国際仏教大学紀要』第45号pp. 371-377）において江戸末までの推移を論じているが、明治期については考察できないままであった。
- 55 この間、2月17日付で、既に触れた楽人の太政官勤番を免除する通達が出されているなど、当時の政府の態度には、「皇国の音楽」としての雅楽を重視する反面、楽人からの権利の主張に対してはこれを受け付けられないという矛盾したものが感じられる。
- 56 『楽所日記』巻28の明治3年6月2日条でも、「日光内願借財勘定会合」とあり、文均については、「予元金廿五兩ノ処へ五兩元入、元金廿兩成候事」となっている。
- 57 江戸時代の雅楽楽人と楽人以外の人々との交流については、南谷美保「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク－東儀文均の『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの－」（『四天王寺国際仏教大学紀要』第40号（2005）pp.21-43において論じている。
- 58 この時期、江戸時代まで地下官人や諸家の家人であった人々は、新政府の政治体制の中で、代々受け継いできた家職を失い、長年受け継いできた学問・芸芸が役立つ場を失い不遇となる人々が多かった。
- 59 この備前岸本とは、吉備楽の創始者としても知られる岸本芳秀のことであり、この岸本は、東儀文均より雅楽の指導を受けていた。この点については、南谷美保「島根県宍道町木幡家旧蔵の雅楽史料について」（『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』第31号（1991）pp.1-23および同「江戸時代における雅楽の伝播－三方楽所楽人と雅楽愛好家との交流を例として－」同第34号（1994）pp.146-175において触れている。
- 60 11月24日には、「東行支度路費等今日被下候_ニ付出納司へ可罷出御達」とあり、前日に願い出た経費を受け取っている。
- 61 塚原、注19前掲書p.559の「伶人東上年表」による。ただし、明治3年閏10月18日付で東上を命ぜられた多忠賀については、『楽所日記』には記載がない。
- 62 巻37には、明治3年12月分の記事も記載されるが、これは、おそらく、息子の文言が継続して記載したものであると思われる。しかし、その内容は、文均の記録ほど正確ではなく時間関係が不明なものが多い。これは、文均が東京へ出立するにあたって、老分代として職務を委託した東儀文静が受け取った通達を回覧形式にて楽人に周知せしめた記録を、文言が留めたものであるためだと思われる。一方、この年の十二月一日以降の文均の行動については、全く記録が見当たらず、『楽所日記』巻28も、明治3年11月30日でその記載が終わった後、この年12月分の記載は欠落している。続く『楽所日記』巻29は、明治4年6月からの記載であり、文均の上京直後に関する記録は欠落している。
- 63 これは、同巻12月11日に、「雅楽局ニ中伶人被置、伶生ヲ被廢候事」とあるように、その後、大伶人は従八位相当、中伶人は正九位相当、少伶人は従九位相当とする改正があった。また、「三方楽所大少伶人、伶生ニ被任候之外総テ伶員ト為シ芸道練磨可為致事」ともされた。
- 64 これも、やはり、東京駐在中の近陳より連絡されている。
- 65 『楽所日記』巻37の12月23日条。
- 66 注57前掲論文において、古川躬行が白川家関東執役就任のために江戸へ下向するにあたって、東儀文均がこれに同行したことを始め、古川との交流を指摘したが、両者の関係はその後も継続していた様子が『楽所日記』には記されている。文均東上直近の記事としては、明治3年8月9日条の「讃州琴

- 平社社中」の古川門人への京都での雅楽の指導について依頼する書面の到着に関するものがある。
- 67 南谷美保「江戸時代における雅楽の伝播－三方楽所楽人と雅楽愛好家との交流を例として－」『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』第34号（1994）pp.146-175において紹介したように、『樂所日記』の安政年間の記事には、熊谷あるいは鳩居堂への稽古に関する記事があり、安政2年から安政6年にかけて、文均が鳩居堂関係者の雅楽指導に継続的にあたっていたことが分かる。この鳩居堂の熊谷直孝は、維新期には倒幕派のパトロンとして、注67前掲書において、「幕府との決戦を控え資金繰りに困っていた新政府が京都の有力商人三井家などから献金を得るために熊谷に斡旋を頼んだ」事例などが紹介されている（同書pp.85-86）。この事例は、三方楽所楽人が、日光山出仕の御下行米を受け取れないままだった際の「賀茂野村」による酒肴料寄付の事例にも共通する要素があると思われる。
- 68 小林文広『明治維新と京都－公家社会の解体』（臨川書店、1998）p.67による。
- 69 とはいえ、文均自身は、60歳という年齢もあり、まさか自身が東京の地にそのままとどまることになるとは考えていなかったのではないだろうか。彼が東上直前まで、出入りの庭師「植幸」を自宅の庭にいれ、手入れをさせていた様子が『樂所日記』からは読み取れる。このことから、いずれ京都に戻ることがあると文均が考えていたのではないかと推測される。

【資料1】明治2年2月7日に弁事宛に提出された名簿

諸官出仕之輩の名簿を整理すると、次のようになる。

氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
辻 近陳	会	奥 行業	刑	多 節文	軍	多 久臆	神
多 忠克	会	東儀季熙	会	東儀頼玄	軍	多 久康	神
東儀季芳	軍	豊 時鄰	神	辻 高範	会	安倍季節	神
多 忠功	軍	多 節長	神	東儀季貞	会	辻 高節	刑
多 忠賀	神	山井景順	神	多 忠庶	神	多 成宗	軍
多 忠古	軍	安倍季員	刑	多 久幸	神	林 廣継	会
藺 廣月牛	軍	東儀文言	刑	多 忠孝	神	多 久隨	刑
豊 新秋	軍	豊 喜秋	神	芝 直温	神	上 真行	軍
上 近礼	軍	東儀文礼	会	東儀文陳	刑	山井基萬	軍
奥 好壽	軍						

神＝神祇官詰【12名】 会＝会計官詰【7名】 軍＝軍務官詰【12名】 刑＝刑法官詰【7名】

以上37名のほか、当時所勞 軍務官詰 多 忠誠、当時御暇中 神祇官詰 岡 昌長、軍務官詰 林 廣守、岡 昌次と別記される。そうなると合計で41名、当初、40名の出仕とあったので、病気による欠勤の1名分を補ったものかと思われる。

【資料2】明治2年2月11日付の「拝領米人数書」

いわゆる「樂所領知行配当者」、つまり、江戸幕府よりの知行を受け取っていた楽人を、芸料により分類した名簿である。芸料は、演奏技量の実技試験である「三方及第」により上芸および中芸と認定された楽人に支給されたが、実際には、上芸に認定されていても、財政的な面から中芸料の支給のまま、あるいは、衆分としての芸料しか支給されない場合もあり、さらには、衆外の扱いの場合もある。このように、どの名目の芸料を受け取っているかが、すなわち個々の楽人の実際の演奏技量を正しく示すものではない。しかし、「衆外」として記載されていれば、「樂所領知行配当」の51名に含まれなくとも、三方楽所の構成メンバーとしての地位が保全されているという意味になり、ここに名前の記載された楽人が、その居住地、

つまり在京（京都方と本来の本拠地である奈良及び天王寺を離れて通徒は京都に居住する楽人の意）であるのか、在南、在天（いずれも、本来の楽所の本拠地である奈良と天王寺に留まっている楽人の意）であるのかに関わらず、当時の三方楽所楽人を実質的に構成していたメンバーとみなされる。また、この名簿は上首次第、つまり、高年齢順に記載されており、上の【資料1】の太政官代出仕者が、この名簿の上芸者の中ほど以降の近陳から始まっていることから、太政官代への出仕は、在京楽人の若年者より40名とされたことが分かる。

上芸之輩（37名、南15、天12、京10）

俊寿 近繁 近俊 忠呂 廣治 廣名 忠愛 葛房 文均 光亭 忠誠 好学 葛高
忠寿 昌好 俊鷹 昌長 真節 文静 近陳 行業 葛忠 節文 光張 久腆 忠克
友秋 季熙 廣守 頼玄 久康 季芳 時鄰 高範 忠功 高節 葛陳

中芸之輩（8名、天5、京3）

廣邑 昌福 廣道 節長 季貞 俊慰 景順 忠廣

衆分之輩（6名、南2、京4）

久顕 忠賀 成宗 忠古 近頭 直温

衆外之輩（21名、南3、天9、京9）

季節 季員 廣継 廣月牛 昌次 忠孝 久隋 新秋 喜秋 廣憲 近禮 文禮
基萬 廣利 近庸 則承 彭質 季功 廣元 俊龍 季元

惣合 72名、南20、天26、京26

【総数72名とは、すなわち楽所領知行配当者の51名に、衆外21名を加えた人数になる】

The status of *Gagaku* musicians at the early Meiji Restoration days —Viewed from records in the journal of a *gagaku* musician, Fuminari Togi—

The musicians of the *sanpo-gakuso*, the *gagaku* music department of the Imperial Court still obtained their economical rights from their dominion granted by the Edo Shogunate in the early Meiji Restoration days, as well as receiving rewards for their service at the Imperial Court ceremonies. The fact means that the *gagaku* musicians enjoyed relatively stable life regardless of the muddled circumstances of the time. Moreover, as the administration of the days put high value on *gagaku* as the traditional music of the Imperial State, the status quo and also the future of the musicians seemed prospective until 1870, when the drastic change occurred in the organization. The states of the musicians of the *sanpo-gakuso* in the very early days of the Meiji Restoration are viewed from the journal of Fuminari Togi, the *gagaku* musician of the period.